個人情報保護に関する特記仕様書

受注者は、委託業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 個人情報の保管及び管理について、漏えい、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- ② 受注者は、仕様書記載の場所以外において業務を処理する場合には、あらかじめ市の承諾を受けることとし、当該業務を処理しようとする場所から個人情報を持ち出してはならない。
- ③ 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- ④ 市からの指示又は承諾があるときを除き、委託者から提供された個人情報が記録された文書等 を複写し、又は複製してはならない。
- ⑤ 個人情報の授受は、市の指定する方法により、市の指定する職員と受注者の指定する者の間で 行うものとする。
- ⑥ 委託業務を処理するために市から提供され又は受注者が作成又は取得した個人情報が記録された文書等を、委託業務が終了したときは直ちに委託者に引き渡さなければならない。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- ⑦ 委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき 以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこ となど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、委託業務に従事する者の監 督を適切に行わなければならない。
- ⑧ 受注者は、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、市から求められた場合には報告しなければならない。
- ⑨ 個人情報の適正な管理を行うための管理者を置き、市に報告しなければならない。
- ⑩ 委託業務を第三者へ再委託及び当該再委託につき順次にされる委託(子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)への委託を含む。)もしてはならない。ただし、やむを得ず本業務の一部を再委託する必要がある場合は、市に対し協議し、承認を得たうえで再委託出来るものとする。
- ① この条に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに市に報告するとともに、市の指示に従うものとする。
- ② 受注者は、委託業務において発生した情報セキュリティインシデントについて、その内容を市 が公表することを妨げない。
- ③ 受注者は、契約内容の遵守状況について、定期及び市が求めた場合には報告するものとし、その内容に変更のあった場合は随時報告するものとする。
- ④ 受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。
- ⑤ 市は、原則として年1回以上、受注者に対して実地もしくは書面による監査、検査を行うとと もに、必要な資料の提出を求めることができるものとする。